(3)　廃止に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

(4)　廃止に係る認証事業者に係る認証番号

(5)　（略）

ニ　認証の有効期間が定められた農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証について、当該有効期間が満了したとき（認証事業者が当該有効期間の満了の日までに再び当該区分に係る認証を受けたときを除く。）は、遅滞なく、当該認証に係る次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他の方法によりこれらの事項の提供をすること。

(1)　認証事業者の氏名又は名称及び住所

(2)　農林物資の取扱い等の方法の区分

(3)　認証事業者に係る認証番号

(4)　有効期間満了の年月日

ホ　認証の取消しをしたときは、遅滞なく、次の事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあっては、(3)に掲げる事項を除く。）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

(1)　取消しに係る認証事業者の氏名又は名称及び住所

(2)　取り消した認証に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

(3)　取り消した認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

(4)　取り消した認証に係る認証番号

(5)・(6)　（略）

ヘ　取消しに係る認証事業者が、認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示又は適合の表示の除去若しくは抹消を行わないときは、その旨を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により提供をすること。

ト　イからヘまでに掲げる事項の閲覧及び提供は、次に掲げる区分に応じ、次に定める期間行うこと。

(1)　イに掲げる事項の閲覧及び提供　認証をした日から当該認証に係る認証事業者が格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務を廃止する日、当該認証事業者に係る認証の有効期間が満了する日又は当該認証に係る認証事業者の認証の取消しをする日までの間

(2)　ロに掲げる事項の閲覧及び提供　前号ロ又はニに規定する格付に関する業務、格付の表示の付してある農林物資の出荷若しくは適合の表示の付してある広告等の使用の停止の期間又は登録認証機関が適当でないと認める格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは抹消の請求をした日から当該除去若しくは抹消を終了した日までの間

(3)　ハからホまでに掲げる事項の閲覧及び提供　認証事業者が格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務を廃止する日、認証の有効期間が満了する日又は認証の取消しをする日から一年を経過する日までの間

(4)　へに規定する事項の閲覧及び提供　当該事項の閲覧及び提供の開始の日から一年を経過する日までの間

2　登録認証機関は、第三十条（第五十七条において準用する場合を含む。）の検査の方法が定められている農林物資であつて当該検査を各個に行うもの（農林水産大臣が定めるものに限る。）の取扱業者又は外国取扱業者の認証その他の認証に関する業務を行うときは、前項第一号イ、ロ及びニ、第二号イからヘまで、第三号イからトまで並びに第四号の規定にかかわらず、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるところにより当該認証に関する業務を行うことができる。

(3)　廃止に係る工場、ほ場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における生産業者等の氏名若しくは名称及び住所

(4)　廃止に係る認定事業者に係る認定番号

(5)　（略）

（新設）

ニ　認定の取消しをしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

(1)　取消しに係る認定事業者の氏名又は名称及び住所

(2)　取り消した認定に係る農林物資の種類

(3)　取り消した認定に係る工場、ほ場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における生産業者等の氏名若しくは名称及び住所

(4)　取り消した認定に係る認定番号

(5)・(6)　（略）

（新設）

ホ　イからニまでに掲げる事項の閲覧及び提供は、次に掲げる区分に応じ、次に定める期間行うこと。

(1)　イに掲げる事項の閲覧及び提供　認定をした日から当該認定に係る認定事業者が格付の業務を廃止する日又は当該認定に係る認定事業者の認定の取消しをする日までの間

(2)　ロに掲げる事項の閲覧及び提供　前号ニ又はホに規定する格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止の期間

(3)　ハ又はニに掲げる事項の閲覧及び提供　認定事業者が格付に関する業務を廃止する日又は認定の取消しをする日から一年を経過する日までの間

（新設）

2　登録認定機関は、第三十条（第五十七条において準用する場合を含む。）の検査の方法が定められている農林物資であつて当該検査を各個に行うもの（農林水産大臣が定めるものに限る。）の製造業者等又は外国製造業者等の認定その他の認定に関する業務を行うときは、前項第一号イ、ロ及びニ、第二号イからホまで、第三号イからヘまで並びに第四号の規定にかかわらず、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定めるところにより当該認定に関する業務を行うことができる。